

一級河川における発電水利使用に関する不適切事案に係る再発防止策(命令書に対する報告)

今回の報告の位置付け

- ・ 当社は、平成18年11月21日以降、国土交通省の指示を受け水力発電設備の点検を実施した結果、申請の不備など不適切な事案が判明した。これを受け、コンプライアンス意識向上策や業務運営面での対策などの再発防止策を策定し、取り組んでいる。
- ・ 一方、国土交通省より平成19年5月16日付けで不適切事案の再発防止策に向けた取組を徹底するよう命令書を受領し、これに基づき、再発防止策の報告を行った。

河川法に係る点検結果及び再発防止策

1級河川に関するもの 平成19年3月14日までに公表済み

		事象例	件数	再発防止策
申請の不備	工作物の新築等の許可(第26条)	河川区域内における水位計の設置など	174件	<ul style="list-style-type: none"> ・申請(届出)要否判定の明確化 ・関係法令の教育、コンプライアンス教育による意識の醸成 ・申請手続きが確実に行われていることを確認する仕組みづくり
	水利使用規則承認	水路断面の形状変更など	16件	
	流水占用の許可(第23条)	機器冷却水や雑用水等の使用のため、河川や水路から取水	132件	
データ改ざん	定期報告に係るデータ改ざん	-	なし	-
その他不適切な事象	取水量の観測・記録の適正性を阻害するような措置	-	66件	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドベーンリミッタ等による発電使用水量の調整(実施中) ・コンプライアンス教育等による法令遵守意識の醸成と維持 ・取水量報告に係るチェック体制の明確化

命令書(H19.5.16付)の内容

河川法第75条第1項¹に基づく命令書
「5月16日付国九整水第19-2号 河川管理者 九州地方整備局長(国土交通省)」

命令内容	報告期限
1 水利使用に係る適正性の確認体制の構築 ・組織横断的かつ水利使用の適正性確保の責任の所在が明確となる体制の構築 ・許可等の申請やデータの報告を上記体制で適正性を確認の上、申請、報告を行うこと ・前年度における許可等の申請やデータの報告等がすべからく上記体制で適正性について確認されているか否かを点検すること	・1ヶ月以内 ・ ・毎年5月末日(報告)
2 河川法令の遵守の徹底 ・社員研修の実施等、河川法令遵守意識の徹底のための対策実施 ・前年度の取組実績及び当該年度の取組実施計画を報告	・1ヶ月以内 ・毎年5月末日(報告)
3 河川法令手続きの事前相談の徹底 ・許可申請の要否、データ補正や計測方法変更の是非の事前相談実施 ・当該年度工事計画、前年度の工事実績及び工事履歴、データに係る計測予定表、その他九地整局長が指示するものの報告	・ ・毎年5月末日(H19のみ6月18日)
4 定期的な自己点検 ・外部専門家を含む点検体制を構築し、上記1～3の取組みに関する包括的点検を行うこと。(5年毎とし、平成24年度が初回)	・5年毎の10月末日

¹ 河川管理者の監督処分のこと

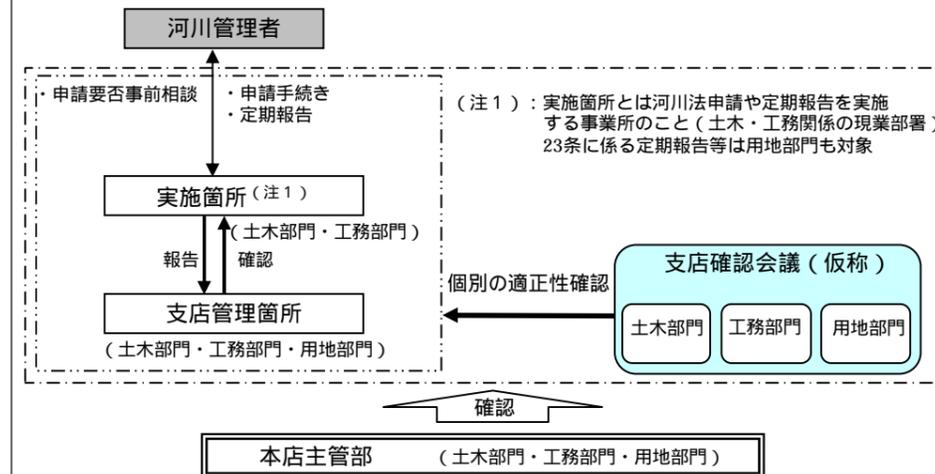
命令書に対する報告

- 左記「命令書」に係る報告のうち期限が1ヶ月以内若しくは6月18日までのものについて今回報告。

報告内容

1 水利使用に係る適正性の確認体制の構築

- 下図に示す体制を構築し、水利使用に係る適正性を確認する。



【確認方法】

- ・ 河川法申請要否の事前相談、申請手続き及び定期報告に係る適正性について、部門及び組織横断的な会議で確認する。

2 河川法令の遵守の徹底

実施内容		H19年度	
		上期	下期
社員の研修	(1) 河川法に関する教育の充実 今回の事象及び再発防止策の周知 今回の事象を織込んだ教育の実施 部門集合教育(新入社員教育含む)への追加 各職場会議等を利用した教育の実施	(4月) (6月)	(10月) (3月)
	(2) 今回の事象に関する事例集の作成と河川法手続きマニュアル等の充実 今回の事象を織込んだ工事事例集の整備 河川法手続き等マニュアルの充実	(6月末)	(6月~)
社内規定類	(3) 官庁申請を確認するための、業務処理チェックシステムの構築 現行の業務手続きに河川法申請手続きのチェック機能を追加	(4月~)	
	(4) 業務処理の確認体制の構築 支店確認会議において、当該支店における事前相談の実施状況や申請手続き、定期報告の確認 本店主管部は、支店確認会議の実施状況を確認	(6月末~)	10月確認 4月確認
現場状況把握	(5) 本店と現場とのコミュニケーションの充実 本店での会議等を利用した部門トップ層との対話、部門員への法令遵守の重要性の意識付け、関連事項の周知 本店が店所を訪問し、部門再発防止策を周知するとともに、店所からの意見、提案等聴取し、再発防止策への追加、反映	(7月~)	(7月~)

3 河川法令手続きの事前相談の徹底

- 「平成19年度工事計画」を提出し、河川管理者と河川法手続きの事前相談の徹底を図る。
- 「平成18年度工事実績」を報告する。
- 「平成19年度計測予定表」を提出し、計画に則り計測を実施。

4 定期的な自己点検

- 上記1～3について毎年取組み、適正な水利使用の徹底を図るとともに、その取組みが十分機能しているかなどについて、外部専門家を含む体制を構築した上で自己点検を実施する。なお、この体制については今年度中を目途に構築する。